証券投資信託約款変更のお知らせ

以下の証券投資信託約款の変更を行いましたので、お知らせいたします。

【変更するファンドの名称】

追加型証券投資信託　　スロベニア・クロアチア・ギリシャ株式ファンド

【変更の内容】

上記ファンドの投資信託約款「運用の基本方針」２．運用方法（３）投資制限 ③に記載された「10%」を「５%」に変更する約款変更、第 17 条第５項に記載された「100 分の 10」を「100 分の５」に変更する約款変更、および第 25 条第６項に「または価格情報会社の提供する価額」を挿入する約款変更を行いました。

（新旧対照表）

新（変更後）	旧（変更前）
運用の基本方針	運用の基本方針
（略）	（略）
２．運用方法	２．運用方法
（略）	（略）
（３）投資制限	（３）投資制限
（略）	（略）
③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。	③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
（略）	（略）
【運用の指図範囲等】	【運用の指図範囲等】
第17条　（略）	第17条　（略）
⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。	⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
（略）	（略）

【金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図】 第 25 条　（略） ⑥ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社の提供する価額により行うものとします。 （略）	【金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図】 第 25 条　（略） ⑥ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。 （略）

以上

平成 28 年９月 15 日

東京都中央区日本橋兜町 10 番３号
カレラアセットマネジメント株式会社